



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行
定価 (送料共) 1 か月 2,200 円

目次 (*については県法規集掲載事項)

○ 規則

*79 和歌山県都市公園条例施行規則の一部を改正する規則
(住宅環境課)

規 則

和歌山県規則第79号

和歌山県都市公園条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成17年7月19日

和歌山県知事 木村良樹

和歌山県都市公園条例施行規則の一部を改正する規則

和歌山県都市公園条例施行規則(昭和34年和歌山県規則第92号)の一部を次のように改正する。

第3条から第6条の5までを削る。

第7条中「大新公園の地下駐車場」を「条例別表第2第4項に掲げる駐車場」に改め、同条を第3条とする。

第8条中「別記第11号様式」を「別記第3号様式」に改め、同条を第4条とする。

第9条第1項中「別記第12号様式」を「別記第4号様式」に改め、同条第2項中「別記第13号様式」を「別記第5号様式」に改め、同条を第5条とする。

第10条中「利用料金」を「使用料」に改め、同条を第6条とする。

第11条第1項中「別記第14号様式」を「別記第6号様式」に改め、同条第2項中「大新公園地下駐車場利用料金還付申請書(別記第15号様式)」を「大新地下駐車場使用料還付申請書(別記第7号様式)」に改め、同条を第7条とする。

第12条中「別記第16号様式」を「別記第8号様式」に改め、同条を第8条とする。

第13条第1項中「別記第17号様式」を「別記第9号様式」に改め、同条を第9条とする。

第14条第1項中「別記第18号様式」を「別記第10号様式」に改め、同条を第10条とする。

第15条を第11条とする。

第16条第1項中「条例第9条第1項」を「都市公園法(昭和31年法律第79号。以下「法」という。)第5条第1項」に、「別記第19号様式」を「別記第11号様式」に改め、同条第2項中「条例第9条第2項」を「法第6条第2項」に、「別記第20号様式」を「別記第12号様式」に改め、同条第3項中「条例第9条第3項」を「法第6条第3項」に改め、同条を第12条とする。

第17条第2項中「別記第21号様式」を「別記第13号様式」に改め、同条第3項中「別記第22号様式」を「別記第14号様式」に改め、同条を第13条とする。

第18条を第14条とする。

第19条第1号中「別記第23号様式」を「別記第15号様式」に改め、同条第2号中「別記第24号様式」を「別記第16号様式」に改め、同条第3号中「別記第25号様式」を「別記第17号様式」に改め、同条第4号中「別記第26号様式」を「別記第18号様式」に改め、同条を第15条とし、同条の次に次の4条を加える。

(指定管理者の指定の期間)

第16条 条例第16条に規定する規則で定める期間は、次のとおりとする。

(1) 紀北公園 3年

(2) その他の条例第14条第1項に規定する指定都市公園(以下「指定都市公園」という。) 5年

(行為の禁止等)

第17条 都市公園においては、次に掲げる行為をしてはならない。

(1) 都市公園の施設及び設備を損傷し、又は汚損すること。

(2) 指定された場所以外の場所へ車両等を持ち入れ、又は留め置くこと。

(3) 指定された場所以外の場所にごみ、空き缶その他の汚物を投棄し、又は放置すること。

(4) 善良な風俗を乱し、並びに都市公園の利用者(以下「利用者」という。)及び周辺住民に著しく迷惑をかけること。

(5) 許可なく物品の販売等を行うこと。

(6) 前各号に掲げるもののほか、都市公園の利用を妨げる行為をすること。

2 指定管理者(指定都市公園の管理を行うことができない場合又は指定都市公園を除く都市公園にあっては、知事。以下この項において同じ。)は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、利用を拒否し、又は都市公園から退去を命ずることができる。

(1) 善良な風俗を乱すと認められる者又は他人に危害を加え、若しくは迷惑になる行為をする者

(2) 正当な理由がなく、鉄砲、刀剣の類又は爆発物その他の危険物を所持している者

(3) 騒じょう又は示威にわたる行為をする者

(4) 指定管理者の指示に従わない者

(5) 前各号に掲げるもののほか、都市公園の管理上支障があると認められる者

(都市公園の損傷等の届出等)

第18条 利用者は、都市公園の施設及び設備を損傷し、又は滅失したときは、速やかに指定管理者に届け出て、その指示に従わなければならない。

(損害賠償義務)

第19条 指定管理者又は利用者は、故意又は過失により都市公園の施設又は設備を損傷し、又は滅失したときは、これによって生じた損害を県に賠償しなければならない。ただし、知事が特別の事情があると認めるときは、この限りでない。

第21条を削る。

第20条第2項中「次のとおりとする。」を「指定管理者が別に定める。」に改め、同条第3項中「当該資料館の係員」を「指定管理者」に改め、同条を第25条とし、同条の前に次の5条を加える。

(遵守事項)

第20条 条例第21条第3項に規定する指定公園施設利用者(以下「指定公園施設利用者」という。)は、次に掲げる事項を守らなければならない。ただし、指定管理者(指定都市公園の管理を指定管理者が行うことができない場合は知事。以下この条、第22条第1項及び第25条において同じ。)が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

- (1) 所定の場所以外の場所で火気を使用しないこと。
- (2) 許可なく物品を販売し、展示作品を即売し、又は寄附金品の募集をしないこと。
- (3) 条例第14条に規定する指定都市公園に特別の設備を付加し、又は指定都市公園の設備に変更を加えないこと。
- (4) 壁、柱等にはり紙をし、又はくぎ類を打たないこと。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、指定管理者の指示する事項

(利用権の譲渡の禁止)

第21条 指定公園施設利用者は、条例第15条第1号に規定する指定有料公園施設(以下「指定有料公園施設」という。)を利用する権利を他に譲渡してはならない。

(原状回復)

第22条 指定公園施設利用者は、指定有料公園施設の利用を終了したとき又は条例第22条第2項の規定により許可を取り消され、若しくは利用の中止を命ぜられたときは、速やかにこれを原状に復さなければならない。ただし、指定管理者の承認を受けたときは、この限りでない。

2 指定管理者は、その期間が満了したとき又は指定を取り消され、若しくは期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ぜられたときは、その管理しなくなった施設又は設備を速やかに原状に復さなければならない。ただし、知事の承認を受けたときは、この限りでない。

(指定の申請)

第23条 条例第17条の申請書の様式は、指定管理者指定申請書(別記第19号様式)によるものとする。

2 条例第17条の規則で定める書類は、次に掲げる書類とする。

- (1) 指定都市公園の運営管理に関する収支予算書
- (2) 定款若しくは寄附行為及び法人の登記事項証明書又はこれらに準ずる書類
- (3) 財産目録、貸借対照表、事業報告書、損益計算書及び利益処分計算書又はこれらに準ずる書類
- (4) 団体の事業計画書及び収支予算書
- (5) 役員の名簿及び履歴を記載した書類
- (6) 団体の概要を記載した書類
- (7) 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める書類(事業報告書の作成及び提出)

第24条 指定管理者は毎年度終了後30日以内に、次の事項を記載した事業報告書を作成し、知事に提出しなければならない。ただし、年度の途中において指定を取り消されたときは、当該取り消された日から起算して30日以内に当該取り消された日の前日までの事業報告書を提出しなければならない。

- (1) 指定都市公園の管理業務の実施状況及び利用状況
- (2) 利用料金の収入の実績
- (3) 指定都市公園の管理に係る経費の収支状況
- (4) 前3号に掲げるもののほか、指定管理者による指定都市公園の管理の実態を把握するために必要なものとして別に定める事項

第25条の次に次の1条を加える。

(委任)

第26条 この規則に定めるもののほか、都市公園の管理に関し必要な事項は、知事又は知事の承認を得て指定管理者が別に定める。

別表第1中「(第7条関係)」を「(第3条関係)」に改める。

別表第2中「(第8条関係)」を「(第4条関係)」に改める。

別記第2号様式中「第16条関係」を「第12条関係」に改める。

別記第3号様式から別記第10号様式までを削る。

別記第11号様式中「(第8条関係)」を「(第4条関係)」

に改め、同様式を別記第3号様式とする。

別記第12号様式中「(第9条関係)」を「(第5条関係)」

に改め、同様式を別記第4号様式とする。

別記第13号様式中「(第9条関係)」を「(第5条関係)」

に改め、同様式を別記第5号様式とする。

別記第14号様式中「(第11条関係)」を「(第7条関係)」

に改め、同様式を別記第6号様式とする。

別記第15号様式中「(第11条関係)」を「(第7条関係)」

に、「大新公園地下駐車場利用料金還付申請書」を「大新公園地下駐車場使用料金還付申請書」に改め、同様式を別記第7号様式とする。

別記第16号様式中「(第12条関係)」を「(第8条関係)」に改め、同様式を別記第8号様式とする。

別記第17号様式中「(第13条関係)」を「(第9条関係)」

に改め、同様式を別記第9号様式とする。

別記第18号様式中「(第14条関係)」を「(第10条関係)」に改め、同様式を別記第10号様式とする。

別記第19号様式中「(第16条関係)」を「(第12条関係)」に改め、同様式を別記第11号様式とする。

別記第20号様式中「(第16条関係)」を「(第12条関係)」に改め、同様式を別記第12号様式とする。

別記第21号様式中「(第17条関係)」を「(第13条関係)」に改め、同様式を別記第13号様式とする。

別記第22号様式中「(第17条関係)」を「(第13条関係)」に改め、同様式を別記第14号様式とする。

別記第23号様式中「(第19条関係)」を「(第15条関係)」に改め、同様式を別記第15号様式とする。

別記第24号様式中「(第19条関係)」を「(第15条関係)」に改め、同様式を別記第16号様式とする。

別記第25号様式中「(第19条関係)」を「(第15条関係)」に改め、同様式を別記第17号様式とする。

別記第26号様式中「(第19条関係)」を「(第15条関係)」に改め、同様式を別記第18号様式とし、同様式の次に次の1様式を加える。

別記第19号様式 (第23条関係)

指定管理者指定申請書

年 月 日

和歌山県知事 様

(申請者)

主たる事務所の所在地

団体名の名称

代表者氏名

印

和歌山県都市公園条例第17条の規定により、下記の都市公園の指定管理者の指定を受けたいので、申請
します。

記

都市公園名

附 則

- 1 この規則は、平成18年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 和歌山県都市公園条例の一部を改正する条例（平成17年和歌山県条例第79号）附則第2項の規定により行う指定管理者の指定の申請に必要な書類については、この規則による改正後の第23条の規定の例による。